

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務する会社員のAさん（60歳）は、妻Bさん（58歳）および母Cさん（84歳）との3人暮らしである。Aさんは、2023年10月に定年を迎え、X社から退職金の支給を受けたが、同社の継続雇用制度を利用して、引き続き勤務している。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん（60歳）： 会社員

妻Bさん（58歳）： パートタイマー。2023年中に給与収入90万円を得ている。

母Cさん（84歳）： 2023年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は60万円である。

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額： 900万円

※給与所得の金額は、705万円である。

(2) 上場株式の譲渡損失の金額： 80万円

※2023年中に金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた損失の金額であり、全額が特定口座（源泉徴収あり）内で生じている。

(3) 確定拠出年金の老齢給付金の年金額： 6万円

※2023年中に支払った掛金の額は、12万円である。

(4) 個人年金保険契約に基づく年金収入： 90万円（必要経費は60万円）

(5) X社から支給を受けた退職金の額： 2,500万円

※退職所得の金額は500万円であり、退職金の受給時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

※妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんは、退職金の受給時に『退職所得の受給に関する申告書』を提出しているため、退職金の額の20.42%相当額が源泉徴収されていますが、他の所得とあわせて確定申告をすることで所得税の還付を受けられる可能性があります」
- ② 「Aさんが、特定口座（源泉徴収あり）内で生じた上場株式の譲渡損失の金額について、翌年分以後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除するためには、当該損失の金額について確定申告をする必要があります」
- ③ 「Aさんの給与収入の金額は850万円を超えているため、総所得金額の計算上、給与所得の金額から所定の算式により算出した所得金額調整控除額を控除します」

正解

×① 『退職所得の受給に関する申告書』を提出していない場合、退職金の額の20.42%相当額が源泉徴収される。

○②

- ×③ 所得金額調整控除額の適用対象者は
- イ 本人が特別障害者に該当する者
 - ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
 - ハ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する者

本問の場合、対象とならない。

《問8》 Aさんの2023年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、〈答〉は万円単位とすること。

- ① 雑所得の金額
- ② 総所得金額

〈資料〉 公的年金等控除額の速算表（一部抜粋）

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下		
年金を受け取る 人の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
65 歳未満	130万円以下	500,000円
	130 万円超 410 万円以下	$A \times 25\% + 175,000$ 円
	410 万円超 770 万円以下	$A \times 15\% + 585,000$ 円
	770 万円超 1,000 万円以下	$A \times 5\% + 1,355,000$ 円
	1,000 万円超	1,855,000 円

確定拠出型年金は公的年金控除の対象となるので雑所得としては0円。
 (掛金は支払い時に全額所得控除となっていたので必要経費として認められない。
 マイナスにはならず、内部通算もない)

したがって個人年金のみが雑所得となるので
 年金収入90万円－必要経費60万円＝① 30（万円）

総所得金額は
 給与所得 705万円
 雑所得 30万円
合計 ②735万円

上場株式の譲渡損失、退職所得は分離課税。

《問9》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I 「Aさんが支払った確定拠出年金の掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となります。Aさんが適用を受けることができる小規模企業共済等掛金控除の控除額は、（ ① ）万円です」
- II 「Aさんは、妻Bさんについて配偶者控除の適用を受けることが（ ② ）」
- III 「母Cさんは、老人扶養親族のうち同居老親等に該当します。Aさんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、（ ③ ）万円です」
- IV 「Aさんの合計所得金額は2,400万円以下であるため、基礎控除の控除額は（ ④ ）万円となります」

〈語句群〉

イ. 4 ロ. 6 ハ. 12 ニ. 38 ホ. 48 ヘ. 58 ト. 63
チ. できます リ. できません

正解

- I …Aさんが適用を受けることができる小規模企業共済等掛金控除の控除額は、（①ハ12）万円
確定拠出年金の掛金12万円が小規模企業共済等掛金控除
- II Aさんは、妻Bさんについて配偶者控除の適用を受けることが（②リ出来ません）」
- III 母Cさんは、老人扶養親族のうち同居老親等に該当します。Aさんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、（③ヘ58）万円
- IV Aさんの合計所得金額は2,400万円以下であるため、基礎控除の控除額は（④ホ48）万円